

毎週火、金曜日発行(但し、休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 豚コレラ予防注射の実施
家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設
- 土地改良区の解散
- 土地改良区役員の氏名の訂正
- 土地改良事業計画書の縦覧
- 建設業者の変更登録
- 建設業者の登録まつ消
- 土地の公用廃止
- 医療機関の指定
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 理容師試験及び美容師試験合格者

告 示

鳥取県告示第三百二十四号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月 八日	境港市渡	各豚舎巡回注射
〃 九日	〃	〃

十日	上道、外江	〃
十一日	〃	〃
十二日	中浜	〃
十三日	〃	〃
十五日	余子	〃
十六日	〃	〃
十七日	境	〃
二十二日	米子市加茂、福生、福米、勝田	〃
二十三日	加茂、車尾、住吉	〃
二十四日	陰田、住吉、観音寺	〃

家畜人工授精師免許の部

免許番号 家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

住

所

氏名

第四七二号	牛	八頭郡用瀬町大字家奥二二四	奥本豊一
第四七三号	全家畜	鳥取市大杖一二四	木島俊介
第四七四号	〃	西伯郡名和町陣構	太田勝巳

鳥取県告示第三百二十五号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六
 六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工
 授精師を免許し、及び家畜人工授精所の開設を許可し
 た。
 昭和三十四年六月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

第四七五号	牛	日野郡江府町大字吉原九五三	松原 寛
第四七六号	〃	根雨町舟場七二	大下 勅雄
第四七七号	〃	舟場七二	大下 保

家畜人工授精所開設許可の部

許可番号

家畜人工授精所の名称

住

所

氏名

第一四七号 船岡家畜人工授精所 八頭郡船岡町大字船岡三八五の一
 八頭郡畜産農業協同組合 連合会長 山本一三

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七
 七条第一項第一号の規定に基く彦名村上粟島土地改良区
 の解散を昭和三十四年六月二日認可した。
 昭和三十四年六月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名について次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	氏 名
正 誤	

東伯郡北条町大字米里 有福 諒蔵 有福 源蔵

鳥取県告示第三百二十七号

北条土地改良区からさきに届出のあつた就任役員
 の氏

鳥取県告示第三百二十八号

昭和三十四年五月十八日付で倉吉市般若福井貞美ほか

十六名の者から申請のあつた般若土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写
(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年六月九日から同年六月二十八日までの二十日とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市仲之町 倉吉市役所

鳥取県告示第三百二十九号

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第十三条の規定により、建設業者登録簿に昭和三十四年五月二十八日変更登録した。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(は) 第五〇四号

昭三三、
五、一〇

(旧) 山住建設工業株式会社
(新) 聖建設株式会社

鳥取市西町三五〇の一
吉方八〇六の一

安井 重実
白岩 春夫

鳥取県告示第三百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

所在地

申請者氏名
まつ消年月日

鳥取県知事登録
(は) 第一六四号

昭三三、
六、一一

石 橋 組

西伯郡岸本町吉長五六の二

石橋 孝次
昭三四、
六、三

〃 第八〇号

〃 三三、
一〇、一九

遠 藤 組

〃 西伯町大字上中谷六三〇 遠藤 忠治
〃 三四、
六、三

鳥取県告示第三百三十一号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所

西伯郡日吉津村大字日吉津字
橋本八三八、八三七ノ一、八三七ノ二
村ノ下八六七ノ二、八六七ノ五
地先

二 地目又は品目 河川

三 面積又は数量 六九坪九合二勺

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名
昭和三十四年 中嶋医院 米子市道笑町二丁目九七番地 米子保健所
五月一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）
第五条の規定により、次のように公開による聴聞会を開
催する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

一 関係者の住所及び氏名

1 東伯郡東伯町大字保一五 藤本寿賀子

2 鳥取市藪片原町 中尾 いと

二 聴聞の期日及び場所

1 藤本寿賀子について

昭和三十四年六月十七日午後一時から

東伯郡東伯町大字八橋

八橋警察署 会議室において
2 中尾いとについて

昭和三十四年六月二十四日午後一時から

鳥取市吉方

鳥取警察署 会議室において

公 告

昭和三十四年五月十七日（学科）及び五月二十九日（
実地）実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者
は、次のとおりである。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 理容師

河本 春子 奥田圭之助 椿 公栄

松田 淑子 小林寿恵子 上井 令子

安谷 淳子 田中 隆子 山下 孝子

尾高 久枝 日笠 健一 吉田 順一

二 美容師

加納 章雄	渡部 吉晴	戸田 勝利
青木 若恵	西谷 昇	石井百合子
鈴木 節子	伊木 房子	安川 静江
湯谷千代子	中尾多恵子	遠藤 朝夷
松本 博	牧田重美子	内田 益子
加藤 茂夫	吉川万寿子	福島 宮子
原田 照夫	谷野 経子	村上 順子
市園あき子	中原八重子	桜内美代子
安本 裕子	榊田 佳子	真山 悦子
金田 正	佐藤 礼子	村田 貞子
平野 君子	石原 絢子	横田みどり
森田佐恵子	山本 和世	石原 美鈴
細田 睦子	木村 典子	坂根 武子
足立紀美子	井上 瑛子	小池 節子
世良田八代子	金田 稔子	榎本瑠美子
松田 包子	溝口 好江	石川 寛子
山本美智子	上山 朝子	植田佳代子

中島美由紀	竹内 茂代	永田 淑江
坂本 一子	森下 政子	田淵 住子
武田 裕子		